

(3) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

改正の内容は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の支援分に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護分に係る課税限度額を「12万円」から「14万円」に改正するものです。